

## 添付資料 1

### 分別管理に係る内部統制のフレームワーク統制目標及び統制要点例

#### 1 全般的な事項

統制目標	統制要点例
(1) 取締役が分別管理の法令等遵守の重要性を認識し、かつ、会社の分別管理の法令等遵守の状況を適時に把握していること	<p>① 取締役が、顧客資産の分別管理制度が投資者保護ひいては証券市場の健全な発展に資するものであることを理解した上で、分別管理の法令等遵守の重要性を認識している。</p> <p>② 分別管理の法令等遵守の状況に関し、取締役会等、代表取締役及び法令遵守責任者（法令遵守担当の責任者をいう。以下同じ。）等に対する適切な報告体制が存在し、それが適切に運用されている。</p>
(2) 分別管理の法令等遵守のための組織体制等が整備され、個々の職員が分別管理の法令等、社内規程等を十分理解した上で日々の業務を行っていること	<p>③ 分別管理の法令等を遵守するための管理方法、担当部署等が明確に定められ、それらが文書化（規程・マニュアル等）された上で、関係役職員に周知徹底させる体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>また、分別管理の関連法令や諸規則に変更があった場合、社内へ周知徹底させるための体制や、関連するシステム及びプログラムを変更するための体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>④ 分別管理に関して発見された法令違反や金融庁の検査・投資信託協会の調査等において指摘された事項について、適切に対応するための体制が整備され、適切に運用されている。</p>
(3) 独立した部署が、分別管理の状況を適切にモニターしていること	<p>⑤ 内部監査部門等の独立した部署が、分別管理の法令等遵守が適正に実行されていることを定期的に検証し、検証結果を取締役会等に適切に報告する体制が整備され、適切に運用されている。</p>

#### 2 有価証券の分別管理

統制目標	統制要点例
2-1 一般的な事項 関係役職員が、分別管理の法令等で要求されている分別管理すべき顧客有価証券の範囲を、金融商品取引業者の業務及び取扱商品に則して、網羅	<p>① 金融商品取引業者と顧客との契約（例えば、「保護預り約款」及び「振替口座約款」等）を適宜締結する体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>② 会社として分別管理すべき顧客有価証券の範囲、管理方法及び管理場所を、分別管理の法令等に準拠して、個々の業務及び取扱商品等に則して明確にした上で、社内規程等が整備され、適切に運用されている。</p>

的に、かつ、正確に把握していること	<p>また、その際、新商品、取引形態等の変化に対して、いかに対応するかに関し、社内規程等が整備され、適切に運用されている。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p><b>分別の対象となる有価証券</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 売付けのために顧客から一時的に預託を受けた有価証券</li> <li>2. 保護預り契約又は振替決済口座管理契約に基づき顧客から預託を受けた有価証券</li> </ol>
<p>2－2 第三者機関保管</p> <p>(1) 第三者機関において保管させることにより管理することにつき、顧客の同意を得ていること</p>	<p>① 第三者機関（証券代行会社、他の金融商品取引業者、証券保管振替機構など）において保管する場合には、顧客から約款等による再寄託同意を得る体制が整備され、適切に運用されている。</p>
<p>(2) 顧客有価証券の保管を行う第三者機関の選定が顧客資産の保全という観点から適切であること</p>	<p>② 第三者機関の信用状況及び管理状況を検討する体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 新規口座開設時及び定期的見直しに関し第三者機関の選定基準が定められている。</li> <li>－ 第三者機関の信用状況を把握するための情報が適時に入手され、分析されている。</li> <li>－ 第三者機関の管理状況に関する把握・検討がなされている。</li> <li>－ 外部監査等により、適正に管理業務を行っているかの検証がなされているか確認し、その検証結果又は証明書など、検証内容が把握できる資料が入手されている。</li> </ul> <p>③ 第三者機関との間で、分別管理の法令等に則した適切な寄託契約を締結する体制が整備され、適切に運用されている。</p>
<p>(3) 分別管理すべき顧客有価証券について、その残高を網羅的に把握した上で、分別管理の法令等で要求されている方法によって保管せることにより管理していること（混載保管、混載保管以外）</p>	<p>④ 顧客有価証券に関し、顧客と合意した保管方法ごとに、分別管理の法令等で要求されている以下の方法に従って、保管業務が行われ、かつ、会計その他の記録が金融商品取引業者において保有されていることを確保するための体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>&lt;単純保管&gt;</p> <p>第三者機関において、顧客有価証券の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該顧客有価証券についてどの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管せることにより管理する。</p>

	<p>&lt;混蔵保管&gt;</p> <p>第三者機関において、金融商品取引業者の口座と顧客のための口座とを区分する等の方法により、顧客有価証券の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し顧客全体の有価証券に係る持分が直ちに判別できるようになるとともに、当該顧客有価証券に係る各顧客の持分が金融商品取引業者の帳簿等により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する。なお、金融商品取引業者と顧客との間で共有関係にある有価証券（累積投資商品等のうち金融商品取引業者と顧客の共有関係にある証券）については、個々の顧客の持分が金融商品取引業者の帳簿等により直ちに判別できる状態で管理する。</p> <p>⑤ 第三者機関によって保管させることにより管理している有価証券に関して、金融商品取引業者が分別管理の法令等に準拠して、それら第三者機関において記録を保有し、かつ保管業務を行っていることを確かめるための体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>委託業務たる有価証券の保管業務に係る内部統制の有効性の評価を、受託会社の外部監査人が検証し報告している場合には、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」第 11 項を参照のこと。</p> <p>⑥ 新規発行投資信託受益権で現物の有価証券が存在しない場合でも、当該有価証券の銘柄及び数量が顧客ごとに直ちに帳簿等で確認できるとともに、定期的に残高の実在性を確認・照合し、照合結果を文書化する等の手続が存在し、適切に運用されている。</p>
(4) 金融商品取引業者が占有するすべての有価証券のうち、第三者機関に保管されることにより管理している有価証券の帳簿残高の実在性及び分別管理の状況（単純・混蔵・共有の別に）が確かめられていること	<p>⑦ 第三者機関保管有価証券について、金融商品取引業者の会計／帳簿記録と第三者機関の報告書との間で、定期的に残高照合が行われ、その結果判明した差異が、速やかに調査・解決されることを確保する手続が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては以下のとおりである。（4－2(2)③参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 移動の都度、ただし最低でも月次で照合が行われている。</li> <li>－ 照合の結果判明した不一致への対応、報告手続が確保されている。</li> <li>－ 照合結果・顛末が文書化されている。</li> <li>－ 照合手続は、名義のいかんにかかわらず、金融商品取引</li> </ul>

	<p>業者が占有するすべての有価証券が含まれており、かつ、それらの有価証券が適切な顧客口座等に識別・記録されていることを確認するための手続が存在している。</p> <p>⑧ 顧客有価証券の残高について、取引残高報告書が定期的に送付され、顧客からの返答及び苦情等が報告され、解決されるための手續が整備され、適切に運用されている。（4-1(1)参照）</p> <p>⑨ 顧客有価証券残高のみならず、固有有価証券等（自己勘定残高・借入有価証券・デリバティブ取引受入担保有価証券等）を含めた、金融商品取引業者の占有するすべての有価証券を網羅的に把握し、かつ、それらの保管場所と網羅的に照合する等、顧客有価証券と固有有価証券等との混在がないことを包括的に検証する体制が整備され、適切に運用されている。</p>
2-3 口座管理 (1) 分別管理すべき顧客有価証券のうち、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）の規定に基づく振替口座簿において管理するものについて、その残高を網羅的に把握した上で、分別管理の法令等で要求されている方法によって管理していること	<p>① 振替法の規定に基づく振替口座簿において管理している顧客有価証券につき、分別管理の法令等で要求されている方法に従って、口座管理が行われ、かつ、会計／帳簿記録が金融商品取引業者において保有されていることを確保するための体制が整備され、適切に運用されている。</p>
(2) 金融商品取引業者が占有するすべての有価証券のうち、振替法に基づく振替口座簿において管理している有価証券の帳簿残高の実在性及び分別管理の状況が確かめられていること	<p>② 金融商品取引業者が占有するすべての有価証券のうち、振替法に基づく振替口座簿において管理している有価証券の帳簿残高の実在性及び分別管理の状況を確かめるための体制が整備され、適切に運営されている。</p> <p>イ 振替法に基づく振替口座簿において管理している有価証券について、金融商品取引業者の振替口座簿などの会計／帳簿記録と第三者機関の報告書との間で、定期的に残高照合が行われ、その結果判明した差異が、速やかに調査・解決されることを確保する手続が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 移動の都度、ただし最低でも月次で照合が行われている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 照合の結果判明した不一致への対応、報告手続が確保されている。</li> <li>－ 照合結果・顛末が文書化されている。</li> <li>－ 照合手續は、名義のいかんにかかわらず、金融商品取引業者が占有するすべての有価証券が含まれており、かつ、それらの有価証券が適切な顧客口座等に識別・記録されていることを確認するための手續が存在している。</li> </ul> <p>□ 顧客有価証券の残高について、取引残高報告書が定期的に送付され、顧客からの返答及び苦情等が報告され、解決されるための手續が整備され、適切に運用されている。（4－1(1)参照）</p> <p>ハ 顧客有価証券残高のみならず、固有有価証券等（自己勘定残高・借入有価証券・デリバティブ取引受入担保有価証券等）を含めた、金融商品取引業者の占有するすべての有価証券を網羅的に把握し、かつ、それらの管理方法と網羅的に照合する等、顧客有価証券と固有有価証券等との混在がないことを包括的に検証する体制が整備され、適切に運用されている。</p>
--	--

### 3 金銭等の分別管理

統制目標	統制要点例
<b>3－1 一般的事項</b> <p>(1) 関係役職員が、分別管理の法令等で要求されている分別管理すべき顧客分別金の範囲を、金融商品取引業者の業務及び取扱商品に則して、網羅的に、かつ、正確に把握していること</p>	<p>① 分別管理の法令等で要求されている分別管理すべき顧客分別金の範囲を、関係役職員が網羅的かつ正確に把握するための体制が整備され、適切に運用されている。また、新商品、新規顧客、取引形態等の変化にいかに対応するかに関し、規程が整備され、適切に運用されている。</p> <p>② 顧客との受渡しのために営業員等が持ち出した金銭及び持ち帰った金銭に関し、適切に分別管理がなされるための体制が整備され、適切に運用されている。</p>
<p>(2) 顧客分別金信託勘定を設定する信託銀行の選定が、顧客資産の保全という観点から適切であること</p>	<p>③ 顧客分別金信託勘定を設定する信託銀行の信託財産の管理状況及び信用状況等を検討する体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 新規口座開設時及び定期的見直しに関し信託銀行の選定基準が定められている。</li> <li>－ 信託銀行の信託財産の管理状況及び信用状況を把握するための情報が適時に入手され、分析されている。</li> </ul>

	<p>委託業務たる信託財産の管理業務に係る内部統制の有効性の評価を、受託会社の外部監査人が検証し報告している場合には、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」第 11 項を参照のこと。</p>
(3) 顧客分別金信託勘定の設定に係る信託銀行との契約が、分別管理の法令等に定められた条項を含んでいること	<p>④ 信託勘定の内容が分別管理の法令等に準拠している。すなわち、信託契約が以下の点を明確にしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とすること。</li> <li>－ 金融商品取引業者を委託者とすること。</li> <li>－ 当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る顧客を元本の受益者とすること。</li> <li>－ 受益者代理人を下記の者から選任すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 代表取締役又はこれに準ずる者で、業務執行の管理について責任を有する者</li> <li>(2) 弁護士、公認会計士等の信託管理の実務の執行を監督するに相応しい資格を有する者</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、金融商品取引業者が金商法第 79 条の 53 第 1 項各号に定める事由に該当することとなった場合には、受益者代理人を上記（2）の者とすること。</p> <p>⑤ 信託財産の運用方法が分別管理の法令等に準拠している。すなわち、信託契約において、投資対象を以下の項目に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 国債その他金融庁長官の指定する有価証券の保有</li> <li>－ 金融庁長官の指定する銀行その他の金融機関への預金</li> <li>－ その他金融庁長官の指定する方法（コール資金の貸付けや受託者である信託銀行に対する銀行勘定貸及び元本補てんの契約をした金銭信託等）</li> </ul>

<p><b>3－2 顧客分別金管理体制</b></p> <p>(1) 分別金の算定方法、算定対象が規定され、かつ、算定の基となるデータの記録内容の正確性及び網羅性並びに会計／帳簿記録との整合性が確保されていること</p>	<p>① 顧客分別金の算定及び顧客分別金信託における分別管理が法令等に準拠して、網羅的にかつ正確に管理されるための体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 顧客分別金の算定方法及び算定対象が、社内規程・マニュアル等に規定されている。</li> <li>－ 顧客分別金算定の基となるデータの記録内容の正確性及び網羅性を確保する手段が講じられている。</li> <li>－ 顧客分別金算定の基となるデータと会計／帳簿記録との整合性が確保される手段が講じられている。</li> <li>－ 社内規程等において、顧客分別金信託に係る差替計算基準日のほか、差替基準日が休業日である場合における取扱い（差替基準日あるいは差替日が休日の場合、その前日に繰上げるか、翌日に繰り延べるかについてのルール）が定められている。</li> </ul>
<p>(2) 顧客分別金の合計額としての顧客分別金必要額の算定が、分別管理の法令等及び社内規程に準拠して網羅的、かつ、正確になされていること</p>	<p>② 金融商品取引業者が、毎日、分別管理の法令等及び社内規程に準拠して、以下のような顧客ごとの顧客分別金の算定を行う体制が整備され、適切に運用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 顧客分別金として分別されるべき金銭及び有価証券の時価（その日の公表されている最終の価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格）の合計額上記から以下の項目を差し引くことができる：</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">＊ 金融商品取引業者が顧客に対して有する債権（当該顧客が買い付けた有価証券の買付代金の立替金に係るもので、当該有価証券が分別管理されているもの）</p> <p>③ 顧客ごとの顧客分別金の算定において、以下の項目が考慮されている（銀行に保有されている顧客の金銭を含む。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 有価証券に係る取引の結果、顧客から払い込まれた金銭。このうち、購入した有価証券が分別管理されている限りにおいては、予め顧客から払い込まれた金額は除外する。</li> <li>－ 有価証券の売却に関連して、金融商品取引業者が顧客の代理として受領した金銭のうち、いまだ顧客に支払われていないもの</li> <li>－ 顧客の代理として受領した配当金・利金・償還金等のうち、いまだ顧客へ支払われていないもの</li> </ul> <p>④ 金融商品取引業者が、毎日、顧客分別金必要額の算定を顧客ごとの顧客分別金の合計額として、分別管理の法令等に準</p>

	<p>拠して行う手続が整備され、適切に運用されている。</p> <p>⑤ 顧客取引に関するフェイルが生じた場合に関し、顧客分別金の分別管理の適切な取扱いが規定され、一貫して運用されている。</p>
(3) 顧客分別金信託口座に、分別管理の法令等で規定された必要金額が預託されていること	<p>⑥ 顧客分別金信託口座における信託財産の評価額と顧客分別金必要額とを、分別管理の法令等で規定された頻度で照合する手続及び顧客分別金信託勘定に預託されるべき顧客分別金必要額が、指定された信託銀行口座に預託される手續が整備され、かつ適切に運用されている。</p> <p>⑦ 顧客分別金信託が有価証券の信託又は包括信託である場合には、信託される有価証券が、国債その他の金融庁長官が指定する有価証券であることを確認するための手続が整備され、適切に運用されている。</p> <p>⑧ 顧客分別金信託が有価証券の信託又は包括信託である場合には、信託財産である有価証券につき、貸付けによる運用を行わないことが、信託契約に明記されている。</p> <p>⑨ 金融商品取引業者が差替計算基準日の算定を行う際、顧客分別金信託勘定に差し入れられている有価証券の評価額が、時価（その日の公表されている最終の価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格）を基に算出されることを確保するための手続が整備され、運用されている。また、基準日において算定が行われる際には、当該基準日の時価に金融庁長官が定める率を乗じて得た額を超えない額であることを確認する手続が存在し、適切に運用されている。</p>
(4) 顧客分別金信託口座への入出金等が分別管理の法令等に準拠し、適切な手続の下に行われていること	<p>⑩ 日次の顧客分別金必要額の算定に基づく不足額について、最低週に1回は、差替計算基準日から3営業日以内に、顧客分別金信託勘定へ資金又は有価証券の移動が行われていることを確認する手続が整備され、適切に運用されている。</p> <p>⑪ 顧客分別金信託に係る信託契約の解約・一部解約は、分別管理の法令等に準拠して、以下の場合に限定されていることを確保するための手続が整備され、適切に運用されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 差替基準日の信託財産の元本の評価額が顧客分別金必要額を超過する場合、当該超過額相当金額の範囲内で解約等を行う場合</li> <li>－ 募集等受入金の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金相当額の範囲内で解約等を行う場合</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 他の顧客分別金信託契約に変更するために解約等を行う場合</li> </ul> <p>⑫ 顧客分別金信託への入出金が、差替計算基準日の顧客分別金必要額を基にして正確に、かつ、適切な権限を有する管理者による承認手続を経て行われる体制が整備され、適切に運用されている。また、入出金の記録が、適時に正確にかつ網羅的に行われるための体制が整備され、適切に運用されている。</p>
(5) 顧客分別金口座帳簿 残高と当該信託銀行の残高とを定期的に照合する手続が存在すること	<p>⑬ 顧客分別金信託勘定に関して、信託銀行から入手した報告書と会計／帳簿記録との間で定期的に勘定残高照合が行われる体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 照合の頻度は最低でも週次である。</li> <li>— 顧客分別金信託への入出金業務を行わない独立した部署等で照合が行われている。</li> <li>— 照合の結果発見された不一致項目に関して、適時かつ適切に調査・解決されている。</li> <li>— 照合結果及び顛末が文書化され、管理者に報告されている。</li> </ul>

#### 4 会計、帳簿記録

統制目標	統制要点例
4－1 口座開設・受注・ 約定－対顧客 (1) 取引の妥当性（すな わち開始されたすべての 顧客取引は実在する相手 先との取引であり、適切 に承認されていること） を確保すること	<p>① 新規顧客口座が、適切な権限を有する管理者によって承認され、顧客口座開設に必要な書類が取引開始前にすべて入手され、ファイルに保管されている。</p> <p>② 法令に基づき契約締結時交付書面（取引報告書）の交付（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）を要しない場合を除き、すべての取引に対して、約定後速やかに当該書面が顧客に交付されている（営業員等に確認を省略する権限を付与していないか等を含む。）。</p> <p>③ 有価証券及び金銭の移動明細、残高等が明記された取引残高報告書等が、顧客に対し定期的又は取引の都度交付されている。</p> <p>④ 契約締結時交付書面（取引報告書）及び取引残高報告書等が不正に発行されることを防止するための措置が講じられている（意図的な発行差止め、報告書の改ざん等の防止を含む。）</p> <p>⑤ 契約締結時交付書面（取引報告書）及び取引残高報告書等</p>

	<p>に対する顧客の返答及び顧客からの苦情等が報告・対応・解決されている。</p> <p>⑥ 誤注文等による手違いの取引が、発見されるための措置が講じられている。</p> <p>⑦ 取引の取消及び修正が適切な権限を有する管理者によつてなされている。</p>
(2) すべての取引が入力され、取引処理され、報告されること	<p>⑧ 顧客から受けた注文が、漏れなく注文伝票その他帳簿に記入され、必要に応じて適切な権限を有する管理者によって承認され、取引処理システムに入力されている。</p> <p>⑨ 各取引に約定伝票（執行結果）が適切に割り当てられるための措置が講じられている。</p> <p>⑩ 顧客名、口座番号、受注・約定日時、銘柄名、数量、価格、売り又は買い等の主要な取引情報が漏れなく入力されるような措置が講じられている。</p>
(3) 約定された取引が、自己又は顧客、顧客名、口座番号、受注・約定日時、銘柄名、数量、価格、通貨、金額、売り又は買い等の主要な取引情報に関し正確に記録され、取引処理され、報告されること	<p>⑪ 注文伝票その他帳簿と約定データが照合されている。また、照合で差異が生じた場合、速やかに調査され、解決されている。</p> <p>⑫ 有効でない口座番号（正規の承認を受けて登録された口座以外）、銘柄コード、取引日等が、システム上受け付けられないための措置が講じられている。</p> <p>⑬ 約定後速やかに、全ての取引先との間で、取引が確認されている。また照合で差異が生じた場合、速やかに調査され、解決されている。</p>
4－2 取引の決済（対顧客）	<p>① 有価証券及び金銭の移動が、有効な取引に関してあるいは適正な顧客の指示に対してのみ行われ、かつ適切な権限を有する管理者によって承認されている。</p> <p>② 以下の機能に関し、適切な職務分掌規程が作成され、適切に運用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 取引実行</li> <li>－ 取引記帳</li> <li>－ 取引確認</li> <li>－ 取引決済（金銭及び有価証券）</li> <li>－ 残高照合</li> </ul>
(1) 顧客の有価証券及び金銭の移動が、有効な取引に関してのみ行われるか、あるいは適正な顧客の指示に対してのみ行われ、かつ適切に承認されていること	<p>③ 第三者機関に保管することにより管理している有価証券の残高が、第三者機関の記録と定期的に照合されている。また、照合の結果発見された差異が、速やかに調査され、解決されている。（2－2(4)⑦参照）</p> <p>④ 振替法に基づく振替口座簿において管理している有価証</p>

<p>け又は渡し等の主要な取引情報に関し正確に記録され、適切な勘定に記録されていること</p>	<p>券の残高が、第三者機関の記録と定期的に照合されている。また、照合の結果発見された差異が、速やかに調査され、解決されている。（2－4(2)参照）</p> <p>⑤ 取引処理システムにおける金銭・有価証券の予定決済額と実際決済額とを適時に照合している（例えば、決済日に予定決済額で自動起票されている場合の、実際決済額との照合等）。また、照合で発見された差異が速やかに調査され、解決されている。</p> <p>⑥ 不明入金等が速やかに発見され、調査・解決されるための措置が講じられている。</p> <p>⑦ フェイル及び搬送中の有価証券が、適時に解消されることを確認するための手段が講じられている。</p> <p>⑧ 独立した部門等による銀行勘定残高照合が日次で行われ、発見された差異が速やかに調査され、解決されている。</p>
<p>4－3 マスター・データ及び累積データ</p> <p>(1) マスター・データ（顧客名・口座番号・住所・決済口座等の顧客データ、銘柄データ等）への変更が承認され、網羅的に、かつ、変更内容に関し正確に入力されていること</p> <p>(2) 売買取引、有価証券及び金銭の受払いに関する入力が、顧客勘定元帳、保護預り有価証券明細簿、保管場所別有価証券台帳（金融商品取引業者が占有する有価証券を保管場所別に記録した台帳）等のデータベースに正確に反映されていること</p>	<p>① マスター・データに対する修正が、適切な権限を有した管理者の承認を得ていることを確保するための措置が講じられている。</p> <p>② マスター・データに対する修正記録が保存され、修正が正確にかつ完全になされていることに関し、適切な担当者によるチェックが行われている。</p> <p>③ マスター・データを管理するシステムにエラーがあった場合に備えたバックアップ体制が構築されている。</p> <p>④ 保管場所別有価証券台帳その他帳簿上の勘定が、取引の開始、約定、決済毎のそれぞれの総額（有価証券及び金銭双方）について適切に更新されていることを確認するための措置が講じられている。</p> <p>⑤ 間違った勘定に入力されることを、防止し又は発見するための措置が講じられている。</p> <p>⑥ 保管場所別有価証券台帳その他帳簿間において、日々の取引記録が適時に照合されている。また、照合の結果、差異が発生した場合、速やかに調整され、解決されている。</p>

<p>(3) 売買取引、有価証券・金銭の移動及びそれらの修正に関する累積データが、保管場所別有価証券台帳その他帳簿間の関連勘定において整合していること</p>	<p>⑦ 顧客金銭及び有価証券残高が、帳簿間で照合されている。また、照合の結果、差異が発生した場合、速やかに調整され、解決されている。</p> <p>⑧ 商品残高が、帳簿間で照合されている。特に、自己の商品残高に関しては、受渡日基準の残高と約定日基準の残高との照合がなされている。</p>
<p>4－4 資産及び記録に対するアクセス制限</p> <p>(1) 承認された従業員しか、資産及び会計／帳簿記録（マスター・データ、金銭・有価証券の決済データを含む。）にアクセスできないこと</p>	<p>① 有価証券が移動する場合はすべて、受渡指示書（受渡日、銘柄、数量、送付先、承認印等が明記されたもの）が作成され、当該指示書を元に保管場所別有価証券台帳その他帳簿が更新されることを確認する措置が講じられている。</p> <p>② 帳簿記録の修正は、適切な相互牽制を可能にする承認された部署・従業員によって行われていることを確認するための措置が講じられている。</p> <p>③ 帳簿記録の修正が、承認されていることを確認するための措置が講じられている。</p> <p>④ 承認された従業員しかマスター・データにアクセスが出来ないことを確保するための措置が講じられている。また、マスター・データに対する不正アクセスを防止するための措置が講じられている。</p>